

産業廃棄物処分業許可証



住所 名古屋市港区春田野一丁目2001番地

氏名 永産商株式会社
代表取締役 永井 良一 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀章

許可の年月日 令和 5 (2023) 年 9 月 6 日
許可の有効年月日 令和 11 (2029) 年 11 月 3 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (蛍光灯の破碎、焼却、選別・破碎、破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 蛍光灯の破碎

金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 2 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

イ 焼却

紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ

以上 4 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ウ 選別・破碎

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 破碎

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 蛍光灯の破碎施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字新政成九丁目33番

イ 設置年月日

平成13年4月1日

ウ 処理能力

金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

8.958t/日 (1.12t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 焼却施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字新政成九丁目33番

イ 設置年月日

平成9年3月30日

ウ 処理能力

紙くず 4.06t/日 (0.508t/時間)
木くず 3.35t/日 (0.419t/時間)
繊維くず 3.35t/日 (0.419t/時間)
動植物性残さ 4.62t/日 (0.578t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成10年5月13日 使用届出

(3) 選別・破碎施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字新政成九丁目34番1

イ 設置年月日

平成12年1月31日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

629.6m³/日（78.7m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

平成11年5月24日 11令津保第350-1号

(4) 破砕施設

ア 設置場所

海部郡飛島村大字新政成九丁目34番1

イ 設置年月日

平成12年1月31日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

184.8t/日（23.1t/時間）

紙くず

69.6t/日（8.7t/時間）

木くず

116.8t/日（14.6t/時間）

繊維くず

49.6t/日（6.2t/時間）

ゴムくず

228.8t/日（28.6t/時間）

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

132.8t/日（16.6t/時間）

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

340.8t/日（42.6t/時間）

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

780.8t/日（97.6t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

平成11年5月24日 11令津保第350-1号

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 5年11月 4日 新規許可

平成10年11月 4日 更新許可

平成15年11月 4日 更新許可

平成20年11月 4日 更新許可

平成28年 3月25日 更新許可（優良認定）

令和 5年 9月 6日 更新許可（優良認定）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
有 ・ 無

